

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定す

る不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

案件名称	鳴野地域における想定浸水深表示板設置等業務委託
------	-------------------------

仕 様 書

城東区役所市民協働課（防災・防犯）

1 案件名称

鳴野地域における想定浸水深表示板設置等業務委託

2 実施目的

城東区では、淀川、大和川、寝屋川流域(寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川)の氾濫、高潮及び内水氾濫による浸水と南海トラフ巨大地震による津波浸水が想定されている。

本業務は、大阪市水害ハザードマップに準拠した想定浸水深表示（以下「表示板」という。）を電柱に掲示することで、市民が日頃から自身のまちの浸水深を認識し、災害に備える意識を啓発するためのものである。

3 業務内容

城東区鳴野地域において、大阪市区道（認定道路）上の**電柱63本**を選定し、大阪市水害ハザードマップに基づき電柱の想定浸水深を調査、浸水深を表示した表示板を電柱に取り付ける。表示板取付完了後、発注者への成果物提出をもって業務完了とする。

【基本的な業務の流れ】

- (1) 電柱の選定
- (2) 浸水深の調査
- (3) 電柱の共架申請
- (4) 表示板のデザインと製作
- (5) 各種許可申請
- (6) 表示板の取付
- (7) 成果物の提出

※業務の詳細は、以下のとおり。

(1) 電柱の選定

① 選定エリア

鳴野地域（鳴野西1～4丁目全域、鳴野西5丁目1～13・16～19番）

② 選定方法

- ・ 選定する電柱は、関電柱及びN T T柱とし、表示板の設置が可能で関西電力送配電及びN T T西日本（以下「電柱管理者」という。）から共架の許可が得られるものとする。
- ・ 原則、大阪市建設局管理の「大阪市区道」に設置されている電柱を選定すること。大阪市区道の確認はマップナビおおさかで行うこと。

URL : <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

【マップナビおおさかの操作手順】

- 1 「マップナビおおさか」を開く
- 2 掲載マップ一覧より「道路」を選択する
- 3 マップ選択より「指定道路図【道路参考図】」を選択する
- 4 マップナビおおさか利用条件を同意する
- 5 表示された画面より住所等で検索する
- 6 該当する茶色の線（市道）をクリックすると路線名が表示される

- ・ 電柱の位置情報は、受注者が電柱管理者から取得または調査により情報収集すること。
- ・ 電柱の選定は、エリア内で偏りなくできるだけ均等になるように行うこと。
- ・ 電柱選定後、選定した電柱情報を地図上に落とし込んだものを作成し、浸水深調査前に発注者に確認すること。なお、地図は受注者が用意すること。

③ その他

エリア内の大阪市道上に、鳴野地域活動協議会が平成29年・30年に設置した想定浸水深表示板が取り付けられた電柱29本（いずれも関電柱）が存在する。

令和7年11月までに、同協議会が表示板を撤去し共架申請（廃止）を行うため、それらの電柱も選定可とする。

※「（別紙2）既設電柱情報」のとおり

（2）浸水深の調査

① 選定した電柱について、大阪市水害ハザードマップの情報を基に浸水深調査を行う。

② 情報収集媒体として、大阪市危機管理室ホームページに掲載している電子情報、マップナビおおさか等の利用も可とする。

③ 浸水深の調査方法は、選定した電柱位置と、次に提示する5パターンの水害ハザードマップを照らし合わせ、最深値（メートル表記、小数第1位）を取ることにする。

【水害のパターン】

- ・淀川の氾濫
- ・寝屋川流域の河川のはん濫
- ・高潮
- ・内水氾濫
- ・南海トラフ巨大地震（津波）

④ 調査した浸水深情報をもとに、「（別紙1）選定電柱台帳」に記載すること。

⑤ 「（別紙1）選定電柱台帳」に貼付する電柱写真は1本あたり2枚とし、左側に「電柱の近景写真（電柱番号が記された札が鮮明に写っているもの）」、右側に「電柱の遠景写真（電柱及び周辺に障害物等がないか確認できるもの）」とする。

（3）電柱の共架申請

受注者は、選定した電柱について電柱管理者へ共架申請を行うこと。

なお、申請の結果63本に満たない場合は、追加で電柱を選定すること。

（4）表示板のデザインと製作

① 生地

- ・カラー鋼板（非合金化溶融亜鉛メッキ鋼板）
- ・下塗り：エポキシ系樹脂塗料、上塗り：ポリエステル系樹脂塗料

② サイズ

縦420mm×横297mm×厚さ0.27mm（A3サイズ）

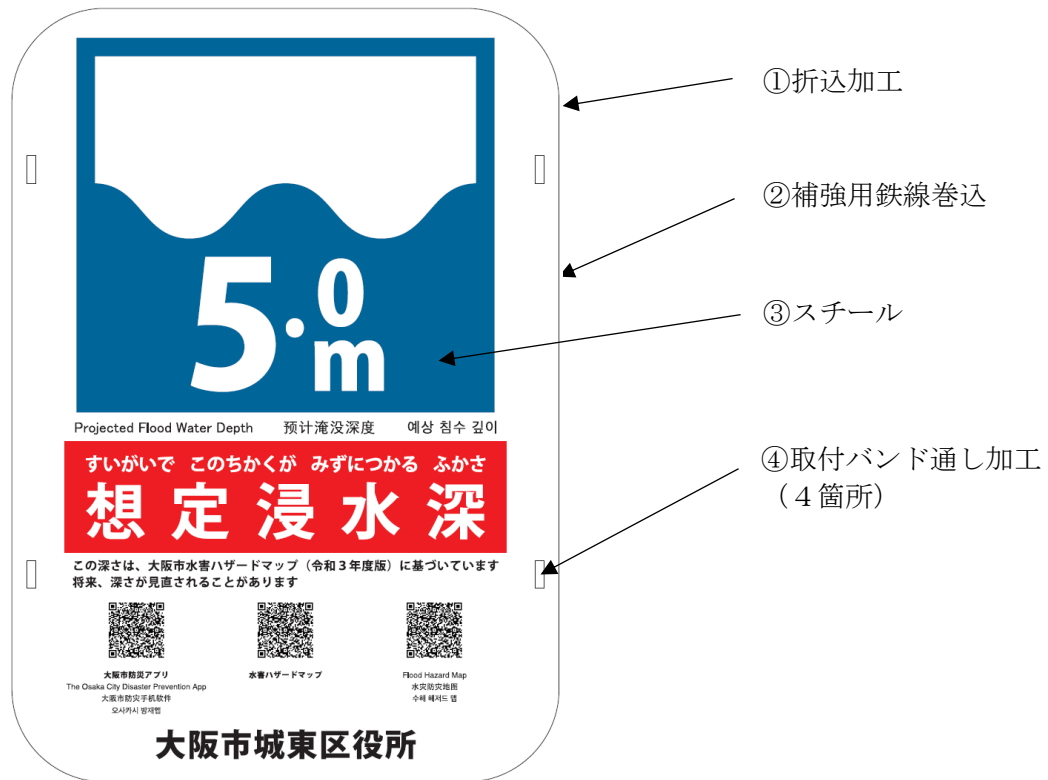
③ 加工・デザイン

- ・両サイド補強鉄線巻込加工、上下両サイド折込加工、取付金具通加工（4箇所）
- ・四隅R加工（歩行者等に対する安全面に配慮）
- ・フルカラー、インクジェット、ラミネート仕上げ
- ・デザインは、発注者が提供するイメージをもとにすべて作成すること
- ・校正は3回までとし、電子データ（PDF・Word・Excel等）で行うこと
- ・色校正は、紙媒体で行い実際の表示板の色味に近いものを提出すること

④ 浸水深の印字

表示板63枚は、作成した「（別紙1）選定電柱台帳」に基づき浸水深（メートル・小数点第一位）を印字すること。（表示板ごとに浸水深は異なる）

【表示板イメージ】



(5) 各種許可申請

- ① 道路占用許可及び屋外広告物許可について、城東区長名で申請書一式を作成し、発注者が区長印押印後、受注者が大阪市建設局に対し提出すること。
- ② 道路使用許可について、受注者名で城東警察署に対し申請すること。

(6) 表示板の取付け

- ① 受注者は、「(別紙1) 選定電柱台帳」に基づき、発注者が指定する63本の電柱に、指定の浸水深が印字された表示板を1枚ずつ納入期限までに取り付けること。
- ② ステンレスバンドは、表示板1枚につき2本使用し、電柱に巻き付け留め金具で固定すること。(ステンレスバンド(1,200mm×10mm)及び留め具)
- ③ 取付け高さは、地上から看板の中心部までで原則1.6mとする。
- ④ 設置の向きは、歩行者に見えやすい向きであること。
- ⑤ 技術的問題その他の理由により指定箇所への設置が困難な場合には、発注者の指示により、設置箇所および設置施設を変更する場合がある。
なお、設置箇所又は設置施設を変更したことによる契約金額の変更は行わない。
- ⑥ 取付けにあたっては、電柱所有者の技術的な基準・指示、および道路管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 取り付け後、表示板やステンレスバンドが通行人等に触れケガをすることがないように、十分配慮した取り付け方をする事。
特にステンレスバンドの終端が留め具から飛び出さないよう、確実に処理すること。

- ⑧ 取付け後、表示板の近景写真、電柱を含む遠景写真を撮影し、「(別紙1) 選定電柱台帳」に画像を貼り付け、納入期限までに発注者に提出すること。

(7) 成果物の提出

① 提出物

- ・(別紙1) 選定電柱台帳(Excelデータ)
 - ・選定した電柱を地図上に記したもの(紙媒体2部、電子データ)
 - ・表示板デザイン完成データ(ai及びPDFデータ)
- ※電子データはCD-RまたはDVD-Rに保存、ウイルスチェックをして提出すること。

② 提出先

大阪市城東区中央3-5-45
城東区役所市民協働課(防災・防犯)

4 履行期限

令和8年3月13日(金)

5 検査

業務完了後、発注者に「(別紙3) 業務完了報告書」を提出し検査を受けること。成果物に対して改善、または改良の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。

6 特記事項

- (1) 契約締結後、速やかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (2) 契約締結後、発注者と事前打合せを行い、業務開始から完了までのスケジュールを発注者に示すこと。
- (3) 本業務に要する費用の一切は、受注者の負担とすること。
- (4) 電柱選定及び浸水深調査後、状況の変化により選定した電柱が使用不可となることが判明した場合は、随時対応すること。
- (5) 取付け日時は、契約後、事前に発注者と調整すること。
- (6) 表示板及び取付金具はすべて新品で、それぞれ統一した製品(浸水深表示は除く)を使用すること。
- (7) 取付けに際しては、電柱及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (8) 業務にかかっている細部については、別途指示するが、仕様書に記載のない事項についても、常識に照らして必要と認められる事柄であれば、良心的に実施すること。また、契約後の疑義は、すべて発注者の解釈とする。
- (9) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (10) 成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、発注者(大阪市)に帰属するものとする

7 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・電柱選定、浸水深調査
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

8 発注者（事業担当）

大阪市城東区役所市民協働課（防災・防犯）

城東区中央3丁目5番45号 電話番号：06-6930-9039

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること